

議第2号議案

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決の一部を次のように改正する。

平成24年5月31日提出

市会運営委員会

委員長 古川直季

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決（議決年月日 平成23年5月17日）の一部を次のように改正する。

<p>大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会</p>	<p>大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する税財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること並びに時代の変化に即応する行財政改革及び指定管理者・独立行政法人・外郭団体に関する基本的事項の調査・検討を行うこと。</p>	<p>15人</p>
<p>基 地 対 策 特 別 委 員 会</p>	<p>本市内の米軍施設の返還及び跡地利用の促進等を図ること。</p>	<p>14人</p>

を

<p>大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会</p>	<p>大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。</p>	<p>12人</p>
--	---	------------

<p>基地対策 特別委員会</p>	<p>米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。</p>	<p>12人</p>
-----------------------	------------------------------------	------------

に改め、基地対策特別委員会の項の次に次のように加える。

<p>新市庁舎に関する調査 特別委員会</p>	<p>関内・関外地区の活性化及び議会機能を含む新市庁舎の整備に係る諸問題の調査・検討を行うこと。</p>	<p>12人</p>	<p>委員長 1人 副委員長 2人</p>	<p>議会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。</p>
<p>減災対策推進 特別委員会</p>	<p>減災及び防災対策の推進に関すること。</p>	<p>13人</p>	<p>委員長 1人 副委員長 2人</p>	
<p>孤立を防ぐ地域づくり 特別委員会</p>	<p>身近なつながりや支え合いにより社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。</p>	<p>12人</p>	<p>委員長 1人 副委員長 2人</p>	
<p>観光・創造都市・国際戦略 特別委員会</p>	<p>MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術等の大規模集客イベントの開催に関すること。</p>	<p>13人</p>	<p>委員長 1人 副委員長 2人</p>	

提 案 理 由

大都市行財政制度特別委員会及び基地対策特別委員会の付議事件等を変更するとともに、新たに新市庁舎に関する調査特別委員会、減災対策推進特別委員会、孤立を防ぐ地域づくり特別委員会及び観光・創造都市・国際戦略特別委員会を設置するため、横浜市会特別委員会設置議決の一部を改正したいので提案する。

横浜市会特別委員会設置議決

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

委員会の名称	付 議 事 件	委員 定数	委員長及び 副委員長	期 間
大 都 市 行財政制度 特別委員会	<p>大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する<u>行財政制度</u>の確立を目的と<u>税財政制度</u></p> <p>し、これを強力に促進すること。<u>並びに時代の</u></p> <p><u>変化に即応する行財政改革及び指定管理者・</u></p> <p><u>独立行政法人・外郭団体に関する基本的事項</u></p> <p><u>の調査・検討を行うこと。</u></p>	<p>12人</p> <p>15人</p>	<p>委員長 1人</p> <p>副委員長 2人</p>	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。
基 地 対 策 特別委員会	<p><u>米軍施設の跡地利用及び早期全面返還</u>の促</p> <p><u>本市内の米軍施設の返還及び跡地利用</u></p> <p><u>進等を図ること。</u></p>	<p>12人</p> <p>14人</p>	<p>委員長 1人</p> <p>副委員長 2人</p>	
新市庁舎に 関する調査 特別委員会	<p><u>関内・関外地区の活性化及び議会機能を含</u></p> <p><u>む新市庁舎の整備に係る諸問題の調査・検討</u></p> <p><u>を行うこと。</u></p>	<p>12人</p>	<p>委員長 1人</p> <p>副委員長 2人</p>	
減災対策推進 特別委員会	<p><u>減災及び防災対策の推進に関すること。</u></p>	<p>13人</p>	<p>委員長 1人</p> <p>副委員長 2人</p>	
孤立を防ぐ 地域づくり 特別委員会	<p><u>身近なつながりや支え合いにより社会的孤</u></p> <p><u>立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。</u></p>	<p>12人</p>	<p>委員長 1人</p> <p>副委員長 2人</p>	
観 光 ・ 創造都市・ 国際戦略 特別委員会	<p><u>MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾の</u></p> <p><u>推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術</u></p> <p><u>等の大規模集客イベントの開催に関すること</u></p> <p><u>。</u></p>	<p>13人</p>	<p>委員長 1人</p> <p>副委員長 2人</p>	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

議第2号議案 横浜市会特別委員会設置議決の一部改正の取り扱い（案）

項目		調整内容
1	議案発送	5月31日（木）の本会議席上配付
2	上程日	5月31日（木）の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決

（参考）

横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

5 議員提出議案について（H11.9.8）

(1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。